

「在宅生活ハンドブック No. 8」

地域生活支援事業等の活用

別府重度障害者センター
(支援課 2021)

もくじ

はじめに	1
I 地域生活支援事業について	1
1 市町村地域生活支援事業	
(1) 相談支援事業	
【障害や福祉サービス利用等に関する相談が受けられるサービス】	1
(2) 日常生活用具給付等事業	
【福祉用具の購入や住宅改修費用の補助が受けられるサービス】	2
(3) 移動支援事業	
【外出の際に移動や食事等に関する介助が受けられるサービス】	4
(4) 訪問入浴サービス	
【自宅でも移動式の浴槽を用いて入浴できるサービス】	5
(5) 自動車運転免許取得・改造助成	
【運転免許取得にかかった費用や自動車改造にかかった費用の補助が受けられるサービス】	6
2 都道府県地域生活支援事業	
(1) 障害者就業・生活支援センター事業	
【就業を目標に就職面の支援と生活面の支援に関する相談支援が受けられるサービス】	7
II 障害福祉サービスについて	9
1 介護給付	
(1) 居宅介護(ホームヘルプ)	
【自宅で排泄や入浴等の介助が受けられるサービス】	10
(2) 重度訪問介護	
【重度の障害者(障害支援区分4~6)が自宅で排泄や入浴等の介助が受けられるサービス】	12
(3) 短期入所(ショートステイ)	
【家族が不在である場合等に、短期間施設へ入所して必要な介助等が受けられるサービス】	12
(4) 生活介護	

	【主に日中、障害者支援施設で入浴や食事等の介助が 受けられるサービス】	1 3
(5)	施設入所支援	
	【障害者支援施設を利用する際、日中活動と合わせて、 夜間や休日においても入浴や食事等の介助が受けら れるサービス】	1 4
2	訓練等給付	
(1)	自立訓練(機能訓練)	
	【障害者支援施設においてリハビリテーション等が受 けられるサービス】	1 4
(2)	就労移行支援	
	【就労に必要な知識や技能獲得に関する訓練を行い、 一般就労等を目指すサービス】	1 5
(3)	就労継続支援 A 型	
	【一般就労が困難な方に対して雇用契約を結んで、 就労に必要な知識や技能の習得を目指すサービス】	1 6
(4)	就労継続支援 B 型	
	【一般就労が困難な方に対して雇用契約を結ばずに、 就労に必要な知識や技能の習得を目指すサービス】	1 6
(5)	就労定着支援	
	【就労移行支援等を利用して一般就労した方(6ヶ月 経過後)に対して、就職後の課題解決や職場定着に 必要な支援を提供するサービス】	1 7
3	地域相談支援給付	
(1)	地域移行支援	
	【施設に入所している方が、退所(地域生活へ移行) する際に利用できるサービス】	1 7
(2)	地域定着支援	
	【単身生活等する方で、地域移行して間もない方や 地域生活を送ることに不安がある方等が利用できる サービス】	1 8
Ⅲ	障害福祉サービスの利用手続き	1 9
Ⅳ	障害支援区分と利用できるサービス	2 1

はじめに

センターでの訓練を終えて、受傷後初めて地域生活を送るという方も多いと思われます。「センターの環境であれば生活できていたが、自宅で問題なく生活できるのか心配。」「センターでは、体調が悪い時や介護が必要な時は看護や介護員が対応してくれたが、自宅で必要な看護や介護が受けられるのか心配。」等といった不安をお持ちの方も多いのではないのでしょうか？

地域では、障害のある方たちが安心して自立した生活を営むことができるよう、市区町村や都道府県が主体となって様々な支援事業が行われています。

このハンドブックでは、主に頸髄損傷のある方が地域生活を行う上で役に立つと思われる地域生活支援事業及び障害福祉サービスを中心に説明していきます。

I 地域生活支援事業について

地域生活支援事業とは、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえたサービスを提供し、安心した日常生活が送れるよう支援するための制度です。

なお、ここで紹介する事業以外にもお住まいの市区町村、都道府県で行っている事業がありますので、詳細は最寄りの市区町村又は都道府県窓口（障害福祉を担当する課。以下、障害福祉課とします）にお問い合わせください。

1 市町村地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

【障害や福祉サービス等に関する相談が受けられるサービス】



①どのようなサービスが受けられるの？

- ・生活全般についての相談
- ・障害福祉サービス利用についての情報提供や助言
- ・様々な社会資源を活用するための情報提供や助言
- ・地域で生活するために必要な力を高めるための支援
(コミュニケーションや人間関係についてなど)
- ・サービス事業者等との連絡調整
- ・ピアカウンセリング
(当事者同士で話したり助言しあったりすること)
- ・必要な援助を行う専門機関の紹介など。

※内容は各市区町村によって異なります。

②どこに相談すればいいの？

市区町村又は市区町村から委託された指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者（詳細は各市区町村の障害福祉課にお問い合わせください。）

③費用はどのくらいかかるの？

費用は一切かかりません。

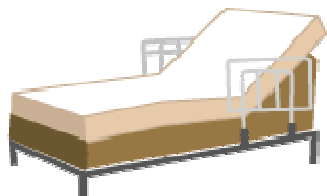
(2) 日常生活用具給付等事業

【福祉用具の購入や住宅改修にかかる費用の補助が受けられるサービス】

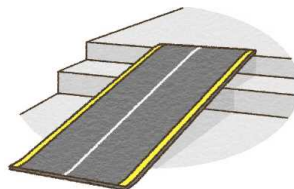


①どのようなサービスが受けられるの？

- ・特殊寝台（電動ベッド）や特殊マット、体位変換器、移動用リフトなどを購入する際にかかる費用の一部が補助されます。



- ・入浴補助用具（シャワーチェア、浴槽台、浴槽手すりなど）や移動・移乗支援用具（トランスファーボード、手すり、ポータブルスロープなど）、T字杖などを購入する際にかかる費用の一部が補助されます。



- ・障害者が生活するために必要な住宅改修にかかる費用の一部が補助されます。（新築や増築の場合、補助は受けられません）

※介護保険制度や労働災害補償保険など、他の制度により給付が可能な場合は、他の制度が優先されます。

※日常生活用具の給付は事前申請が必要です。商品購入・住宅改修後の申請はできませんので注意してください。

②どこに相談すればいいの？

市区町村の障害福祉課へご相談ください。

③自己負担額はどのくらい必要なの？

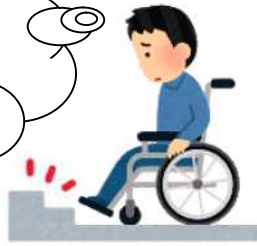
原則として1割負担ですが、申請する福祉用具や市区町村、前年収入等によって自己負担額も変わります。詳細は市区町村へお尋ねください。

※日常生活用具等給付事業に関する詳細は、「在宅生活ハンドブック No. 1 補装具・日常生活用具等の申請手続」をご覧ください。

(3) 移動支援事業

【外出の際に移動や食事等に関する介助が受けられるサービス】

買い物に行きたいけど、一人では自信がないな…。



ホークス VS 楽天戦に行きたいけど…。

①どのようなサービスが受けられるの？

- ・ 外出時の移動介助や外出先での食事等の介助。
- ・ 外出中やその前後におけるコミュニケーション支援（代筆など）。
- ・ 外出に伴い、必要と認められるその前後の身の回りの介助など。

※社会生活上必要不可欠な外出（金融機関への外出、公的行事への参加、生活必需品の買物、冠婚葬祭、理美容等）と社会参加又は余暇活動的な外出（各種行事への参加、レクリエーション等）に利用できます。

※通勤や通学、ギャンブル（パチンコ店・競馬場等）、居酒屋など飲酒を目的とした外出の場合は、原則サービスを受けることはできません。通勤・通学等を訓練目的とする場合は、一定期間に限り認められる場合があります。

ヘルパーさんと一緒だから安心だ。



②どこに相談すればいいの？

市区町村の障害福祉課へご相談ください。

③費用はどのくらいかかるの？

原則1割負担ですが、事業者や市区町村、利用する時間数、前年収入等によって異なります。詳細は、事業者又は市区町村へお尋ねください。

(4) 訪問入浴サービス

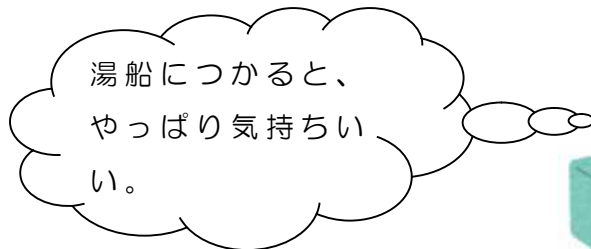
【移動式の浴槽を用いて自宅で入浴できるサービス】



シャワー浴の介助は受けているけど、自宅でも湯船につかりたいな。でも自宅の浴室は狭いし…。

①どのようなサービスが受けられるの？

- ・ 自宅に移動式の浴槽を持ち込み、看護師や介護員から介助を受けながら入浴できるサービスです。
- ・ 移動式の浴槽のため、狭い場所やアパートでもサービス提供が可能です。
- ・ 入浴前後に看護師により体調確認（体温・血圧・脈拍・皮膚の観察など）が行われます。
- ・ 入浴前後のベッドまでの移動、更衣介助などが介護員により行われます。



湯船につかると、やっぱり気持ちいい。

②どこへ相談すればいいの？

市区町村の障害福祉課へご相談ください。

※利用できる回数は、週1回としている市区町村が多いです。

③費用はどのくらいかかるの？

原則1割負担ですが、利用する事業者や市区町村、前年収入等によって異なります。詳細は、事業者又は市区町村へお尋ねください。

(5) 自動車運転免許取得・改造助成

【運転免許取得にかかった費用や自動車改造にかかった費用の補助が受けられるサービス】



①どのようなサービスが受けられるの？

- ・ 自動車運転免許の取得にかかる費用の助成が受けられます。助成額は、免許の取得に直接要した費用の3分の2以内（10万円を限度）です。
 - ・ 自動車改造に要した費用の助成が受けられます。助成額は、自動車の改造に直接要した費用（10万円を限度）です。
- ※市区町村により限度額等が異なる場合があります。



②どこに相談すればいいの？

市区町村の障害福祉課へご相談ください。

※自動車運転免許取得にかかる費用の助成は、事前申請が必要な市区町村と事後申請（取得後6ヶ月以内）でもよい市区町村があります。

※自動車改造費用の助成は、事前申請が必要です。

2 都道府県地域生活支援事業

(1) 障害者就業・生活支援センター事業

【就業を目標に就職面の支援と生活面の支援に関する相談支援が受けられるサービス】



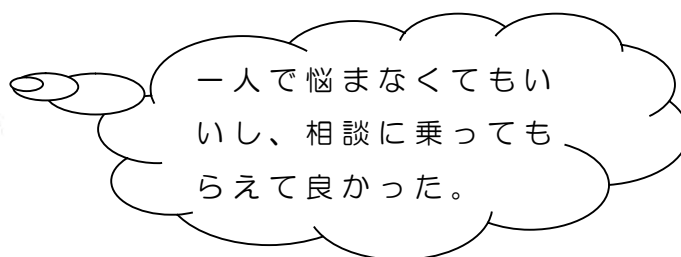
① どのようなサービスが受けられるの？

<就業に関する相談支援>

- ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練〔面接練習、履歴書・職務経歴書の書き方など〕、職場実習の斡旋など）が受けられます。
- ・ 就職活動に関する支援や職場定着に向けた支援が受けられます。
- ・ 障害特性を踏まえた雇用管理について、必要に応じて事業所などに対する助言を行います。
- ・ 関係機関との連絡調整などを行います。

<生活面での支援>

- ・ 日常生活、地域生活に関する助言を行います。
- ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言を行います。
- ・ 住居、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言を行います。
- ・ 関係機関との連絡調整などを行います。



②どこに相談すればいいの？

お住まいの市区町村を管轄する障害者就業・生活支援センターへご相談ください。

※別府市を管轄する障害者就業・生活支援センターは下記のとおりです。

・障害者就業・生活支援センターたいよう

住所：大分県別府市大字内竈1393-2 太陽の家内

電話：0977-66-0080

③費用はどのくらいかかるの？

費用は一切かかりません。

Ⅱ 障害福祉サービスについて

障害福祉サービスとは、障害の程度や介護者の有無、住環境等を踏まえて個別に支給決定が行われるサービスです。

介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」、障害者支援施設を利用している方が地域移行するために必要な支援等を受ける場合は「地域相談支援給付」としてサービスを受けることができます。

サービスを受けるにあたってかかる費用（利用者負担）は、サービス量とご本人やご家族（配偶者、未成年の場合は扶養者）の前年の所得（原則1割の定率負担と所得に応じた負担額）により決定されます。

利用に当たっては、お住まいの市区町村の窓口申請し、アセスメント等の過程を経て、サービスの支給決定を受ける必要があります。また、サービスを提供する事業者との契約などの手続きが必要です。

※地域相談支援給付については、利用者負担はありません。

※65歳以上の方や40歳以上65歳未満の方で特定疾病に該当する方は、介護保険制度が優先されます。しかし、介護保険に同様のサービスがない場合、障害福祉サービスを受けることができますので、市区町村の窓口にご相談ください。



1 介護給付

(1) 居宅介護（ホームヘルプ）

【自宅で排泄や入浴等の介助が受けられるサービス】

① どのようなサービスが受けられるの？

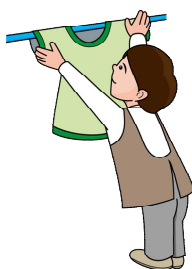
<身体介護>

- ・入浴、排泄、食事、更衣、整容、起床・就寝時の介助が受けられます。
- ・体位変換や服薬介助などが受けられます。



<家事援助>

- ・掃除や洗濯、調理、衣類の整理・補修などの援助が受けられます。
 - ・生活必需品の買い物、薬の受け取りなどの援助が受けられます。
- ※家事援助は障害のある方本人に対して提供されるものであり、同居者がいても利用できますが、同居家族への提供はできません。掃除であれば本人の居室、調理や洗濯は本人分のみが対象となります。



<通院等介助>

- ・通院や官公署への手続、相談支援事業所への相談のために、移動介助や車両への乗車・降車、通院先での受診手続きなどの介助の前後に連続して屋内外で外出準備など概ね30分以上の介助を要するときに受けられます。
 - ・移動車両は、公共交通機関やヘルパー自らが運転する車両となります。なお、ヘルパー自ら運転する車両の運賃については、当該事業所にお問い合わせください。
 - ・直接的な介助を行っていないヘルパーが車両を運転している時間や病院でも待ち時間などは対象となりません。
- ※通院等介助は、ひと月に利用可能な時間数（月〇時間）で支給決定されます。



<通院等乗降介助>

- ・通院等のため、ヘルパー自らが運転する車両への乗降車介助とともに乗車前後の屋内外における移動等介助又は通院先や外出先での受診等の手続・移動等の介助を要するときに受けられます。
- ※通院等乗降介助は、ひと月に必要な回数（月〇回。片道1回と算定される）で支給決定されます。



(2) 重度訪問介護

【重度の障害者（障害支援区分4～6）が自宅で排泄や入浴等の介助が受けられるサービス】

重度の肢体不自由の方で常時介護を要する方（障害支援区分4～6）に対して、ホームヘルパーが家庭を訪問して、身体介護・家事援助・外出時における移動中の介護など必要な支援を総合的に行います。

※障害支援区分については、21ページを参照してください。

①どのようなサービスが受けられるの？

- ・ 食事や排泄等の身体介護が受けられます。
- ・ 調理や洗濯等の家事援助が受けられます。
- ・ コミュニケーション支援や家電製品の操作等の援助が受けられます。
- ・ 外出時における移動の支援や移動中の介護などが受けられます。

※サービス内容は、居宅介護（ホームヘルプ）と同様ですが、居宅介護と比べて利用できる時間数が多くなります

※原則として、重度訪問介護と移動支援（4ページ）は併用することができません。

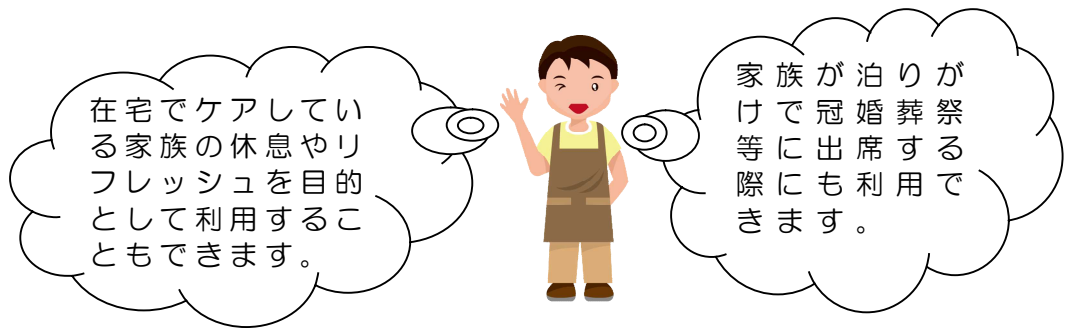
(3) 短期入所（ショートステイ）

【家族が不在である場合等に、短期間施設へ入所して必要な介助等が受けられるサービス】

障害のある方を自宅で介護する人が病気などで一時的に介護ができなくなった場合に、障害のある方が短期間施設に入所し、入浴・排泄・食事等の介護を受けることができます。

※原則7日以内という市区町村が多いです。やむをえない事情があると市区町村長が判断した場合、必要最小限の範囲で延長される場合があります。

※単身者でも必要に応じて利用可能です。

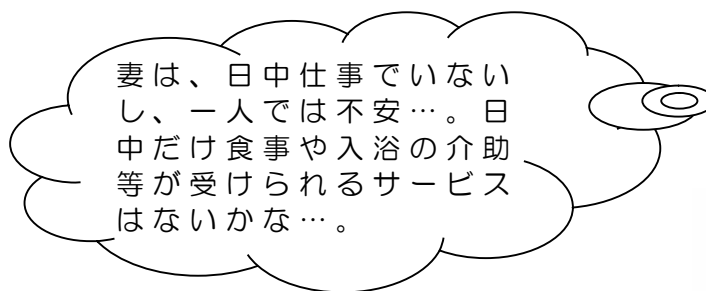


①どのようなサービスが受けられるのか？

- ・ 障害者支援施設において、入浴・排泄・食事・更衣など必要な介助を受けることができます。
- ・ 見守りやその他必要な支援を受けることができます。

(4) 生活介護

【主に日中、障害者支援施設で入浴や食事等の介助が受けられるサービス】



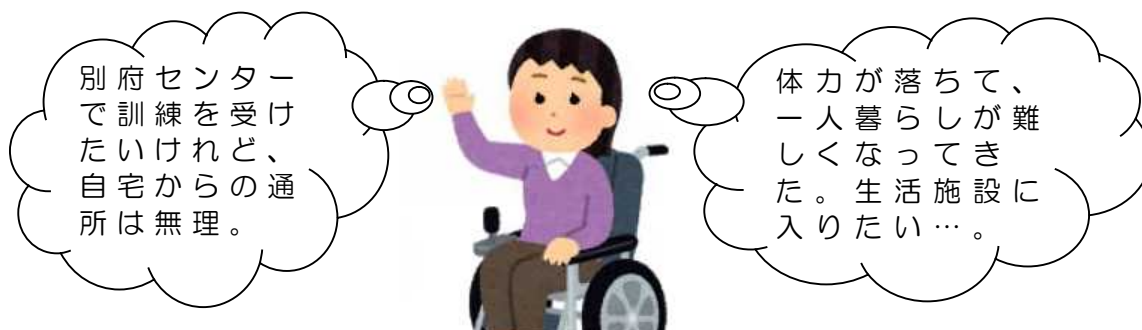
①どのようなサービスが受けられるの？

- ・ 施設内において、入浴・排泄・食事、その他日中の日常生活全般における介助を受けることができます。
- ・ 創作的活動（日中活動・クラブ活動）の支援、当該施設との協力医療機関への通院付き添い、社会見学等の日中外出支援を受けることができます。
- ・ 自宅から施設への送迎サービスを受けることができます。

※後に説明する施設入所支援と組み合わせることで、生活の場として夜間や休日においてもサービスを受けることができます。

(5) 施設入所支援

【障害者支援施設を利用する際、日中活動と合わせて、夜間や休日においても入浴や食事等の介助が受けられるサービス】



①どのようなサービスが受けられるの？

生活介護や自立訓練、就労移行支援を利用する方に対し、日中活動とあわせて、主に夜間に次のようなサービスが受けられます。

- ・居住の場の提供が受けられます。
- ・食事の提供が受けられます。
- ・入浴、排せつ、食事、更衣等の介助が受けられます。
- ・生活等に関する相談支援や健康管理が受けられます。

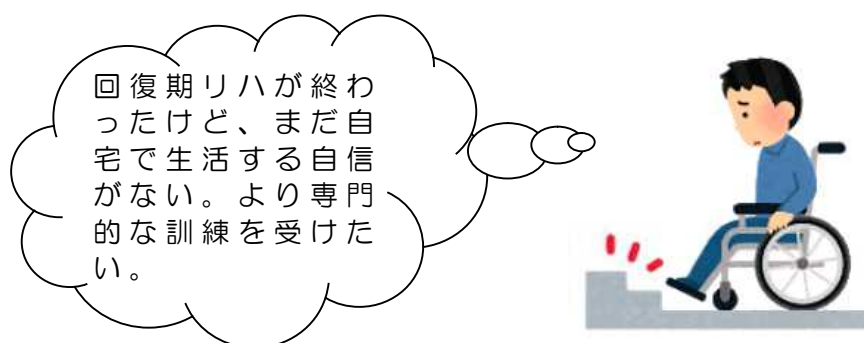
※施設入所支援のサービスを行っていない施設もあります。

※施設入所支援のみの利用はできません

2 訓練等給付

(1) 自立訓練（機能訓練）

【障害者支援施設においてリハビリテーション等が受けられるサービス】



①どのようなサービスが受けられるの？

障害者支援施設等において、通所で次のようなサービスを受けられます。なお、施設職員が自宅を訪問する形で行うこともあります。

※施設入所支援サービスを行っている施設であれば、サービスを併用することで夜間や休日にも必要な介助等を受けられます。

- ・理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションが受けられます。
- ・生活等に関する相談、助言が受けられます。
- ・その他必要な支援などが受けられます。

※別府重度障害者センターは、自立訓練（機能訓練）のサービスを提供しています。また、通所が困難な方には施設入所支援と合わせて利用していただいています。

(2) 就労移行支援

【就労に必要な知識や技能習得に関する訓練を行い、一般就労等を目指すサービス】

機能訓練を受けて、身の回りのことは自分でできるようになった。次のステップとして、一般就労を目指したいけど、今のままでは不安…。



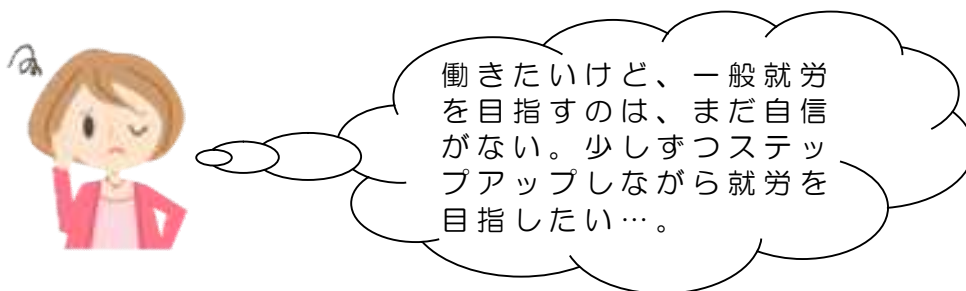
①どのようなサービスが受けられるの？

- ・生産活動、職場体験等を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練が受けられます。
- ・求職活動に関する支援が受けられます。
- ・その方の適性に応じた職場の開拓が行われます。
- ・就職後における職場への定着のために必要な相談や支援等が受けられます。

※別府重度障害者センターは、就労移行支援のサービスを提供しています。また、通所が困難な方には施設入所支援と合わせて利用していただいています。

(3) 就労継続支援A型

【一般就労が困難な障害のある方に対して雇用契約を結んで、就労に必要な知識や技能の習得を目指すサービス】

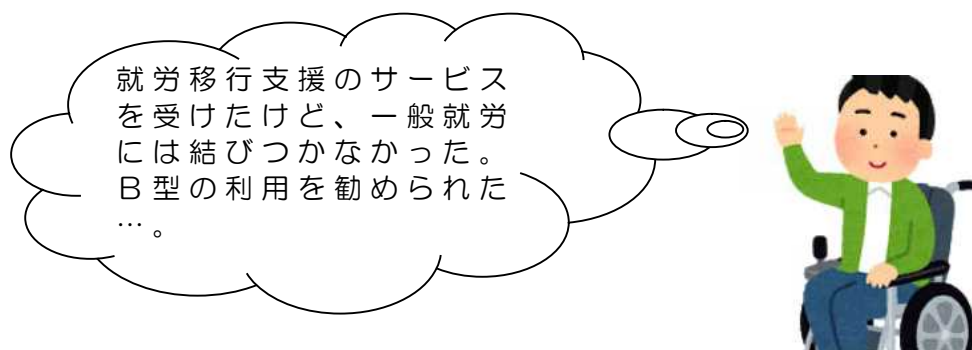


①どのようなサービスが受けられるの？

- ・雇用契約に基づく、生産活動・その他の活動の機会の支援が受けられます。
- ・就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練が受けられます。
- ・その他必要な支援が受けられます。

(4) 就労継続支援B型

【一般就労が困難な障害のある方に対して雇用契約を結ばずに、就労に必要な知識や技能の習得を目指すサービス】



①どのようなサービスが受けられるの？

- ・雇用契約を結ばずに、生産活動その他の活動の機会の提供を行います。
- ・就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練が受けられます。
- ・その他の必要な支援が受けられます。

※就労継続支援A型とB型の違いについて

- ・ A型とB型の主たる違いは雇用契約の有無、つまり事業者と利用者の雇用関係が成立しているか、いないかという点です。（工賃は、A型・B型ともに支払われます。）
- ・ A型の対象は「通常の事業所で雇用されることは困難だが、雇用契約に基づく就労が可能な方」であり、B型の対象は「通常の事業所で雇用されることは困難で、雇用契約に基づく就労も困難な方」です。

(5) 就労定着支援

【就労移行支援等を利用して一般就労した方（6ヶ月経過後）に対し、就職後の課題解決や職場定着に必要な支援を提供するサービス】



① どのようなサービスが受けられるの？

- ・ 就労に伴う環境の変化により、生活面や就業面等に課題が生じた場合、自宅や職場等の訪問（月1回以上）を受けて、課題解決に向けた必要な支援が受けられます。

※対象者は、就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護のいずれかを利用した後に一般就労した方で、一般就労後6ヶ月を経過した方です。

3 地域相談支援給付

(1) 地域移行支援

【施設に入所している方が、退所（地域生活へ移行）する際に利用できるサービス】

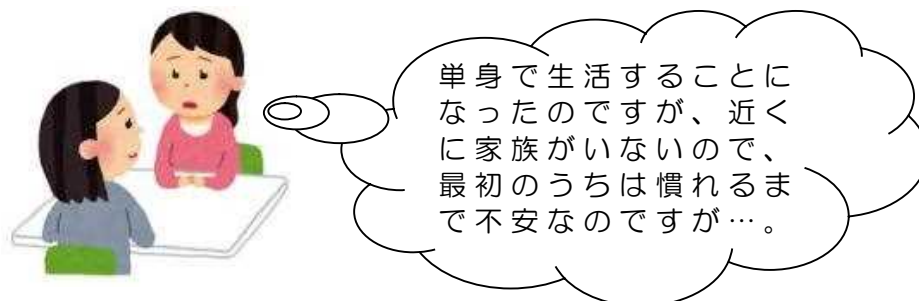


①どのようなサービスが受けられるの？

- ・ 住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談が受けられます。
- ・ 地域生活へ移行するための外出時の同行支援が受けられます。障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援に限る）の体験利用
- ・ 体験宿泊や地域移行支援計画の作成に関する支援が受けられます。

(2) 地域定着支援

【単身等で生活する方で、地域移行して間もない場合や地域生活を送ることが不安定な方が利用できるサービス】



①どのようなサービスが受けられるの？

- ・ 常時の連絡体制の確保（夜間職員の配置、携帯電話等による利用者や家族との連絡体制の確保）の支援が受けられます
- ・ 緊急時の対応（迅速な訪問、電話等による状況把握、関係機関等の連絡調整、一時的な滞在による支援）の支援が受けられます。

Ⅲ 障害福祉サービスの利用手続き



いろいろなサービスがあるのは分かったけど、利用するにはどのような手続きをすればいいの？

一般的なサービス利用までの流れは、以下のとおりになります。

① 障害福祉サービスの利用申請

障害福祉サービスの利用を希望する障害のある方、またはご家族は市区町村の障害福祉課でサービスの支給申請をしてください。

② サービス等利用計画案の作成・提出

障害福祉課から支給決定を行うにあたって必要なサービス等利用計画案の提出を求められますので、自ら作成することが不安な方は、指定特定相談支援事業者にサービス等利用計画の作成について相談してください。サービス等利用計画案ができましたら市区町村へ提出してください。※サービス等利用計画案は、ご自身で作成すること（セルフプラン）も可能です。

③ 認定調査（18歳以上のみ）

申請後、市区町村の職員または市区町村から委託を受けた事業者が国の定めた心身の状況などに関する80項目についての聞き取り調査（認定調査）があります。介護給付を希望する方については、ご本人の心身の状況に関する医師意見書（指定様式）の提出を求められますので、主治医に依頼してください。

※18歳未満（児童）の場合は、発達途上にあり障害の状態が変化すること等の理由から③～⑥の認定調査、判定等は行われません。

④ 一次判定（18歳以上のみ）

認定調査の結果と医師意見書の一部項目を国の作成した判定ソフトで処理し、一次判定を行います。

⑤ 二次判定（介護給付を希望する場合。18歳以上のみ）

障害者等に関する保健福祉の学識経験者等で構成された審査会により、一次判定の結果と主治医の意見書等の内容を確認し、二次判定を行います。

⑥ 障害支援区分の認定（介護給付を希望する場合。18歳以上のみ）

必要なサービスの量や内容を決めるために一次・二次判定の結果に基づき、市区町村が障害支援区分（1～6）の認定を行います。障害支援区分の有効期間は、最長3年間です。（障害区分認定受けている方が有効期限内に新たな障害福祉サービスの利用申請を行う場合は、③～⑥の手続きは省略されます）

⑦ 支給決定及び障害福祉サービス受給者証の発行

市区町村は、サービス等利用計画案の内容、障害支援区分、介護者の状況、サービスの利用意向等を勘案し、支給決定を行います。支給決定が行われたときは、障害福祉サービス受給者証を発行します。

⑧ サービス等利用計画の提出

指定特定相談支援事業者は、市区町村が支給決定した内容に基づき、サービス事業者等と連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成して市区町村へ提出してください。

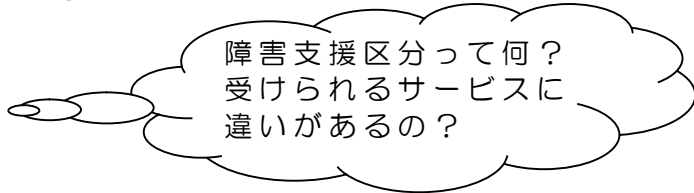
⑨ 契約・サービス利用

サービス事業者と契約し、サービスを利用します。

⑩ モニタリング

指定特定相談支援事業者は、サービス等利用計画が適切であるかについて、定期的に検証し、必要に応じて計画内容の変更等を行います。

IV 障害支援区分と利用できるサービス




※障害支援区分とは、「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」で、主に介護が必要とされるサービス（介護給付）を申請する際に必要になります。非該当及び区分1～6まであり、区分6が、支援の度合いがもっとも高い（障害が重い）状態であることをさします。

		区分 6	区分 5	区分 4	区分 3	区分 2	区分 1	非該当
介 護 給 付	居宅介護	[Green bar]						
	重度訪問介護	[Green bar]						
	短期入所	[Green bar]						
	生活介護	[Green bar]					☆	
	施設入所支援	[Green bar]				☆		
訓 練 等 給 付	自立訓練 （機能訓練）	[Green bar]						
	就労移行支援	[Green bar]						
	就労継続支援 （A型・B型）	[Green bar]						
	就労定着支援	[Green bar]						
地域移行支援		[Green bar]						
地域定着支援		[Green bar]						

☆：50歳以上の方の場合は、利用可能。



※障害支援区分が非該当の方は、障害があっても身の回りのことは自立しており介護を要しないと判断されたため、介護給付を受けることはできません。

逆引き目次





福祉サービスについて相談したい。

1 ページ（相談支援事業）をご覧ください。





福祉用具を購入したい。

3 ページ（日常生活用具給等事業）をご覧ください。





住宅の改修をしたい。

3 ページ（日常生活用具給等事業）をご覧ください。




外出時に一緒に付き添ってほしい。

4 ページ（移動支援事業）、11 ページ（通院等介助・通院等乗降介助）、12 ページ（重度訪問介護）をご覧ください。



入浴の介助を受けたい。

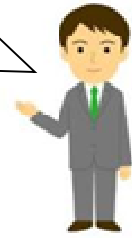
5 ページ（訪問入浴サービス）、10 ページ（身体介護）、12 ページ（重度訪問介護）、13 ページ（生活介護）をご覧ください。





車の免許や自動車改造費用の助成を受けたい。

6 ページ（自動車運転免許取得・改造費助成）をご覧ください。



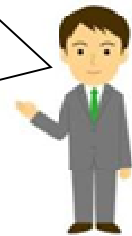
就労に関する相談をしたい。

7 ページ（障害者就業・生活支援センター事業）をご覧ください。



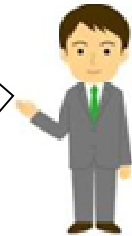
排泄や食事の介助を受けたい。

10 ページ（身体介護・家事援助）、12 ページ（重度訪問介護）、13 ページ（生活介護）をご覧ください。



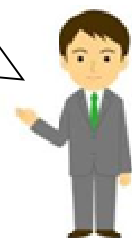
家族が週末不在だからショートステイしたい。

12 ページ（短期入所〔ショートステイ〕）をご覧ください。



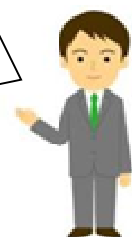
リハビリを受けたい。

14 ページ（自立訓練〔機能訓練〕）をご覧ください。



就労に関する訓練を受けたい。

15 ページ（就労移行支援）、16～17 ページ（就労継続支援 A 型・B 型）をご覧ください。



**国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局
別府重度障害者センター**

(支援マニュアル作成委員会編)

〒 874-0904 大分県別府市南莊園町 2 組

電話 : 0 9 7 7 - 2 1 - 0 1 8 1

H P : <http://www.rehab.go.jp/beppu/>

初版 平成 2 6 年 1 1 月 発行

改訂 令和 4 年 3 月